

【別紙】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に係る御意見の募集の結果について

令和 7 年 10 月 10 日  
デジタル庁デジタル社会共通グループ  
総務省自治行政局

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について、令和 7 年 8 月 8 日から同年 9 月 11 日まで御意見の募集を行ったところ、8 件の御意見をいただきました。

政令案に関するいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、御意見を適宜整理又は要約させていただいております。

また、本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

貴重な御意見をいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
新しいデザインのマイナンバーカードには英語表記があるため必要ない。	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）では、行政機関の窓口等において、氏名の振り仮名を証明することで、本人を特定する事項の一つとして利用することが容易となるほか、他人から自己の氏名を正確に呼称される権利・利益の保護にも資するものとして、個人番号カードの記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されました。</p> <p>現代社会において氏と旧氏が同様の役割を果たしている場面があり、住民票に「旧氏」を記載している場合は、それが個人番号カードの記載事項となることを踏まえれば、「旧氏の振り仮名」にも「氏名の振り仮名」と同様の趣旨が当てはまります。</p> <p>そのため、個人番号カードの記載事項に「旧氏の振り仮名」を追加することとしました。</p> <p>今後も国民の皆様からの御理解を得られるように努めてまいります。</p>
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27	マイナンバー制度は、行政の効率化と国民の利便性向上を実現し、公平・公正な社会を実現する

号)は、いわゆる「マイナンバー法」としても知られている。この法律は、個人を一意に識別できる番号(マイナンバー)の導入を通じて、行政手続きの効率化や社会保障制度の適正化を目的としている。しかし、その運用に関しては多くの現状の課題があり、さらに抜本的な改正が求められていると指摘されている。以下では、その現状、課題、そして改正要望について、官僚や政策立案者に向けて厳しくかつ説得力を持って批判的に述べる。

## 1. 現状の問題点

### 1.1 個人情報の漏洩リスク

マイナンバー制度は、個人情報を一元的に管理することを目的としているため、情報漏洩のリスクが極めて高いという懸念がある。これまでも複数回、マイナンバーを含む個人情報の漏洩事件が発生しており、これに対する十分な対策が講じられていないことが現状の問題である。特に、各自治体や企業が保管する個人情報のセキュリティ対策に対する監査や強化が不十分であることが批判されている。

### 1.2 行政間の連携不足

マイナンバー法の導入の目的の一つは、行政機関間での情報共有を効率化し、行政手続きを簡素化することだった。しかし、実際には行政機関間のシステムが完全に統合されておらず、情報共有が遅れたり、手続きの効率化が進まなかったりするケースが多く見られる。特に、地方自治体と中央政府との間におけるシステムの違いや、個人情報の取り扱いに対する方針の不一致が問題を引き起こしている。

### 1.3 利用範囲の曖昧さ

マイナンバーが使用される範囲については、その使用目的が明確に定義されていない場合があり、行政機関や民間企業が過剰に個人情報を収集したり、不正に利用したりする可能性が指摘されている。例えば、民間企業が行政機関を通じて個

デジタル社会の基盤となっています。例えば、災害対策や社会保障制度、税制等に関する事務において、行政機関等の間での情報連携を行うことにより、住民票の写しや課税証明書等の添付書類を省略可能とする施策を推進しております。

これにより、行政側では市区町村の窓口での各種書類の発行事務負担が、国民側では各種書類の取得のため市役所に出向くことや取得した書類の提出といった負担が軽減され、手続きが簡素化されております。

また、制度面やシステム面での各種のセキュリティ対策も講じており、マイナンバー取り扱い者に対して、漏洩防止等の安全管理措置を義務付けているほか、個人情報を一元管理せず、各行政機関において分散管理することで個人情報を芋づる式で抜き出せないようにする等、十分な安全管理措置を講じています。

これからも国民の皆様に安心してマイナンバー制度のメリットを実感いただけるよう取り組んでまいります。

人情報を取得し、目的外に使用することを防ぐための制度的な歯止めが不十分である。

## 2. 課題の具体化

### 2.1 法的枠組みの不十分さ

現行のマイナンバー法では、個人情報の取り扱いに関する具体的な法的枠組みが曖昧であり、特に第三者提供に関する規定や監視体制が不十分である。このため、個人情報が不正に流出した場合の罰則が軽微であり、個人のプライバシー保護が十分に担保されていない状況である。

### 2.2 市民の信頼の欠如

市民の間では、マイナンバー制度に対する信頼が十分に確立されていないという問題がある。特に、過去に発生した情報漏洩やセキュリティ問題により、多くの国民がマイナンバーの使用に対して不安を抱えているのが現実である。このため、行政手続きやサービスの利用に対しても、国民が積極的に参加しない状況が続いている。

### 2.3 マイナンバーの利用目的の拡大

当初、マイナンバー制度は社会保障や税務などに限定される予定だったが、近年ではその利用目的が拡大し、さまざまな行政手続きにおいて必要不可欠な情報とされている。これにより、個人のプライバシーが一層侵害される恐れがあり、その範囲をどこまで拡大するべきかという議論が求められている。

## 3. 抜本的改正に向けた提言

### 3.1 強化されたセキュリティ対策

マイナンバー制度を維持するためには、情報漏洩リスクを最小限に抑えるためのセキュリティ対策が不可欠である。特に、データベースの暗号化やアクセス管理の強化を徹底し、万が一の漏洩時には厳格な罰則を科す制度設計が求められる。加えて、情報管理における第三者監査を定期的を実施し、その結果を公開することによって、国民の信頼を回復する必要がある。

### 3.2 利用目的の明確化と制限

マイナンバーが利用される範囲について、明確な制限を設けるべきだ。利用目的外での使用を一切禁止し、例外を設ける場合には国会や専門機関の厳格な審査を経るようにすることが必要である。また、プライバシー保護の観点から、マイナンバーを利用した行政手続きやサービスにおいても、できる限り個人情報の匿名化を進めるべきだ。

### 3.3 行政機関間のシステム統合

行政機関間での情報のやり取りを円滑にするためには、各機関のシステムの完全な統合が急務である。これには、技術的なインフラ整備に加え、各機関間での法的整合性を確保するための制度改正が必要である。また、システムの整備が遅れた場合には、その進捗に関する公開を行い、透明性を確保することが信頼を得るために不可欠である。

### 3.4 市民参加型の運用監視体制の確立

市民が自らの情報がどのように扱われるかについて確認できるよう、マイナンバー制度に対する監視体制を強化すべきだ。市民が納得できる形で情報開示や、制度の運用に関するフィードバックを受け入れる体制を整えることが、今後の制度の改善に繋がる。

## 4. 結論

マイナンバー法は、確かに行政手続きの効率化や社会保障制度の適正化を目指しているものの、その現状には多くの問題点が残されており、抜本的な改正が求められている。個人情報の取り扱いに対する信頼性を高めるためには、セキュリティの強化、利用目的の明確化、システムの統合、市民の監視参加を進めることが不可欠である。政府は、国民の信頼を回復し、制度の目的を達成するために、これらの課題に真摯に取り組む必要がある。

<p>勝手にフリガナをふらないでいただきたい。 (他、同趣旨 1 件)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）では、行政機関の窓口等において、氏名の振り仮名を証明することで、本人を特定する事項の一つとして利用することが容易となるほか、他人から自己の氏名を正確に呼称される権利・利益の保護にも資するものとして、個人番号カードの記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されました。</p> <p>現代社会において氏と旧氏が同様の役割を果たしている場面があり、住民票に「旧氏」を記載している場合は、それが個人番号カードの記載事項となることを踏まえれば、「旧氏の振り仮名」にも「氏名の振り仮名」と同様の趣旨が当てはまります。</p> <p>そのため、個人番号カードの記載事項に「旧氏の振り仮名」を追加することとしました。</p> <p>今後も国民の皆様からの御理解を得られるように努めてまいります。</p>
<p>提出意見：</p> <p>&gt; (1)既に個人番号カードの記載事項とされている旧氏について、その振り仮名についても個人番号カードの記載事項に加えるため、番号令の改正により、所要の規定の整備を行う。</p> <p>&gt; (2)その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>と書いてあるだけで、具体的な改正内容が不明であり、賛成も反対もしようがない。</p> <p>下記をおよそ守っていない。</p> <p><a href="https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.soumu.go.jp%2Fmain_sosiki%2Fgyoukan%2Fkanri%2Ftetsuzukihou%2Fpdf%2Fikenkoubo_unyou.pdf&amp;data=05%7C02%7C%7C912e0f37f83e4597df1108dddaef9b45%7C06e4a0ff49724a8baf304571361d1344%7C0%7C0%7C638907444944282713%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJFbXB0eU1hcGkiOnRydWUsIlYiOiIwLjAuMDAwMCI6IlAiOiJXaW4zMlIsIkFOIjoiTWFpbCI6IldUIjoyfQ%3D%3D%7C0%7C%7C%7C&amp;sdata=WKATXQNx06sFfq%2FEokGCPEkQZHU%2FPFLaBmneCc%2FjTxU%3D&amp;reserved=0">https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.soumu.go.jp%2Fmain_sosiki%2Fgyoukan%2Fkanri%2Ftetsuzukihou%2Fpdf%2Fikenkoubo_unyou.pdf&amp;data=05%7C02%7C%7C912e0f37f83e4597df1108dddaef9b45%7C06e4a0ff49724a8baf304571361d1344%7C0%7C0%7C638907444944282713%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJFbXB0eU1hcGkiOnRydWUsIlYiOiIwLjAuMDAwMCI6IlAiOiJXaW4zMlIsIkFOIjoiTWFpbCI6IldUIjoyfQ%3D%3D%7C0%7C%7C%7C&amp;sdata=WKATXQNx06sFfq%2FEokGCPEkQZHU%2FPFLaBmneCc%2FjTxU%3D&amp;reserved=0</a></p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>意見公募手続の趣旨は、命令等の改正内容等について事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることにあります。</p> <p>この趣旨を踏まえ、今般の改正内容を可能な限り具体的かつ明確に示した上で意見公募手続を行っております。</p>

下は引用

総管第 139 号

平成 18 年 3 月 20 日

各府省等官房長等殿

総務省行政管理局長

行政手続法第 6 章に定める意見公募手続等の運用について

「具体的かつ明確な内容」

「案」は、広く一般の意見を求めるために公示するものであり、提出された意見を踏まえて修正され得ることを当然の前提とするものであるが、一方で、第 39 条第 2 項にいう「具体的かつ明確な内容のもの」であることを踏まえ、命令等制定機関として十分な検討を経て練られたもので、当該案を公示する時点で最終的に命令等において定めようと考えている事項が、「具体的かつ明確」に記載されている必要がある。

これは、何をどのように定めることとしているかが網羅的に明示されている必要があり、定めようとする事項の一部の例示では足りない。政省令の場合であれば、例えば、条文そのものや新旧対照表、要綱、又は概要等を示すことが想定されるが、定めようとする内容が例えば部分的にしか分からないような概括的なものであってはならない。

十分な検討を経て練られておらず、「具体的かつ明確な内容」の案ではないものが提示された場合、本法による手続を実施したことにはならない。

個人番号カードには、フリガナだけでなくローマ字表記も併記すべきだ。

例えば「庄司」のローマ字表記は Shoji、Shouji、Syouji など複数存在する。

銀行のキャッシュカードやクレジットカードでもローマ字表記が用いられるため、個人番号カードの情報と照合する際に不一致が生じる可能性がある。

貴重な御意見として今後の参考にさせていただきます。

<p>この不一致は、本人確認手続きの効率低下や誤認リスクを招き、行政手続きや民間サービスの利便性を損なうおそれがある。</p> <p>したがって、個人番号カードに公式のローマ字表記を追加することで、国内外の各種手続きとの整合性を高め、利便性と安全性の向上につなげるべきと考える。</p>	
<p>今回の改正案は氏名の振り仮名に関する内容と承知しているが、併せて次期個人番号カード制度に関して以下の点をご検討いただきたい。</p> <p>更新済み利用者への配慮</p> <p>2025年に個人番号カードを更新した者や、次期個人番号カードへの切替を希望する者について、2026年以降にセキュリティ面が向上した新カードへ切替できる制度を設けていただきたいと考える。現行のままでは、更新時期の違いによって利用者間でカードのセキュリティ水準に差が生じる懸念がある。</p> <p>発行・交付体制の見直し</p> <p>現在の自治体窓口交付モデルは、申請から受取までに二度手間が発生し、利用者・自治体双方に負担がかかっている。今後は以下のような仕組みに移行することを検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル庁主体での発行</li> <li>・国立印刷局による印刷</li> <li>・DNP等の民間事業者による封入代行</li> <li>・日本郵便「本人限定郵便（特例型）」による直接配送</li> </ul> <p>これにより、自治体の事務負担が軽減され、利用者も効率的にカードを受け取れるようになる。</p> <p>期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民全体のセキュリティ安心感の向上</li> <li>・自治体業務の大幅な軽減</li> <li>・発行・交付プロセスの統一による効率化</li> </ul> <p>国民にとっても、行政にとってもメリットの大きい制度になると考える。</p>	<p>貴重な御意見として今後の参考にさせていただきます。</p>